# 親子会社に関する規律に関する検討事項(1) - 親会社株主の保護に関する規律 -

# 第1 多重代表訴訟に関する検討事項

1 多重代表訴訟の在り方等

親会社株主が子会社取締役に対して株主代表訴訟(多重代表訴訟)を提起することを認める制度を創設することについて、どのように考えるか。

(注) 多重代表訴訟の制度を創設することとした場合、その在り方について、どのように考えるべきか。例えば、多重代表訴訟が認められる親子会社の範囲等について、どのように考えるべきか。

#### (補足説明)

1 本文は、企業集団による経営の進展にかんがみ、企業集団における親会社株主 の保護をより充実させる必要があるのではないかという観点から、親会社株主が 子会社取締役に対して多重代表訴訟を提起することを認める制度を創設すること について、どのように考えるかを問うものである。

この点については、多重代表訴訟の制度に関する議論の整理をするとともに、 現行法の株主代表訴訟の制度と整合性を保つものとして位置付けることができる かどうかを検討する必要がある。

2 現行法の下では、役員等が会社に対して責任を負っている場合に株主代表訴訟を提起して当該責任の追及をすることができるのは、その会社の株主のみである(会社法第847条)。そのため、子会社取締役が子会社に対する責任を負っているにもかかわらず、子会社や親会社が当該子会社取締役に対する責任の追及をしない場合、親会社株主は、直接、当該子会社取締役に対する責任の追及をすることはできない。この場合、親会社株主は、親会社取締役が当該子会社取締役に対する責任の追及をしないことが善管注意義務に違反する等として、親会社取締役の責任を追及することにより、①親会社の損害のてん補を図ることができるとも思われる。また、②親会社取締役が株主代表訴訟の危険にさらされることで、親会社取締役の任務け怠を抑止することができ、その結果、親会社取締役を通じて、子会社取締役の任務け怠を間接的に抑止することもできるとも思われる。仮に、これにより親会社株主の保護が十分に図られていると考えるのであれば、多重代表訴訟の制度を創設する必要性は乏しいとも考えられる。

他方,親会社取締役の親会社に対する義務内容は,子会社取締役の子会社に対する義務内容とは異なることから,子会社取締役が子会社に対して責任を負っているにもかかわらず,親会社取締役が当該子会社取締役に対する責任を追及しな

いことが親会社取締役の任務け怠には当たらない場合には,①親会社に生じた損害のてん補を図ることができないこととなる。また,それが親会社取締役の任務け怠に当たる場合であっても,実際上,親会社株主において,子会社の管理に関する親会社取締役の責任の内容を明らかにし,損害及び因果関係と併せて立証することは,単一の会社において取締役に対して責任の追及をする場合と比較して困難であるとも思われる。その結果,②親会社取締役を通じた子会社取締役の任務け怠の間接的な抑止が子会社取締役のすべての行為について及ぶものとは必ずしもいえないとも考えられる。仮に,このような観点から,親会社株主の保護が十分に図られていないと考えるのであれば,多重代表訴訟の制度を創設することも考えられる。

以上のほか、多重代表訴訟の制度を創設することとすると、会社がある事業を 単一の会社の内部部門として行うのか、企業集団を形成して子会社の形態により 行うのかという企業の組織形態の選択に影響を及ぼすおそれがあるとの指摘があ るので、この点についても、併せて検討を要する。

3 また、本文を検討するに当たっては、多重代表訴訟について、現行法の株主代表訴訟の制度と整合性を保つものとして位置付けることができるか、検討が必要となる。

株主代表訴訟の制度は、役員等が会社に対し債務を負っている場合に、会社の代表者と役員等との人的関係のため、会社の役員等に対する責任の追及を期待することができず、会社ひいては株主の利益が害されるおそれがあることから、株主が監督権を発動し、会社の機関として、又は会社に代位して、会社の役員等に対する請求権を行使することを認めるものである。このような株主代表訴訟の制度の趣旨を踏まえると、株主代表訴訟の制度の構造は、(a)役員等の間の人的関係による構造的・類型的な責任の追及のけ怠の可能性があることと(b)責任の追及の原因となる法律関係に対する利害関係を有する者がおり、その者について会社の利益を適切に代表して監督権を行使する主体としての適格性が存在することの2点に整理することができるのではないかと考えられる。親子会社をめぐる関係においても、上記(a)及び(b)を満たす場合があり得るのではないかとも考えられるため、親子会社間の資本関係や親会社株主が有する利害関係の程度、他に子会社取締役の責任の追及をする者の有無等を踏まえ、検討する必要がある。

4 (注)は、多重代表訴訟の制度を創設することとした場合、その在り方について、どのように考えるべきかを問うものである。多重代表訴訟の在り方については、上記2及び3の整理を踏まえつつ、検討する必要がある。

まず,多重代表訴訟が認められる親子会社間の資本関係はどのようなものかという点が問題となる。この点については,例えば,単純な親子会社関係にあるものとすることや,完全親子会社関係にあることを必要とすること等が考えられる

が、その検討に当たっては、親会社が多層構造により子会社を支配している場合にどのように考えるか、株主代表訴訟の係属中に株式交換等がされた場合には株式交換等の後であっても当該株主代表訴訟を提起した株主に原告適格が認められるとされていること(会社法第851条)をどのように考えるか、といったことも併せて考慮する必要がある。

また、一定割合以上の資本関係にある子会社であっても、企業集団に占める質的、量的割合が小さい子会社についてまで多重代表訴訟を認めることとすると、子会社取締役の地位にはあるが実質的には親会社の従業員である者に対する責任の追及を認めることとなるおそれもある。この場合、企業の組織形態の選択に影響を及ぼし、企業集団による経営のメリットを損なうとも考えられる。そこで、このような観点から、例えば、企業集団における子会社の重要性や子会社取締役の子会社における地位等を考慮し、多重代表訴訟を認める場合を限定する必要があるかどうか、検討を要する。

このほか,例えば,親会社が子会社から利益を得た場合や企業集団の内部において利益が移転した場合など親会社に損害が生じていない場合には,多重代表訴訟を認めるべきではないのではないかとの指摘もある。そこで,親会社に損害が生じた場合に多重代表訴訟を限定することについて,検討を要する。

## 2 親会社株主の情報収集の在り方

親会社株主の情報収集に関する規律について、見直しを検討すべき事項はあるか。

#### (補足説明)

1 多重代表訴訟の制度を創設することとした場合のみならず、これを創設しないこととした場合であっても、親会社株主が企業集団の実態を踏まえた権利の行使をするためには、企業集団に関する情報を適切に収集する必要がある。そこで、本文は、親会社株主の情報収集に関する規律について、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。

現行法上、親会社社員について、その権利を行使するために必要があるときに 裁判所の許可を得ること等の要件の下、子会社に関する各種書面又は電磁的記録 の閲覧等を請求することができるものとされている(会社法第31条第3項等)。 また、現行法上、大会社及び委員会設置会社が整備しなければならない内部統制 システムとして、企業集団における業務の適正を確保するための体制が掲げられ ており(会社法施行規則第98条第1項第5号等)、内部統制システムの整備につ いての決定又は決議の内容の概要は、事業報告の内容とされ(同規則第118条 第2号)、その相当性に関する事項が監査報告の内容とされている(同規則第12 9条第1項第5号等)。このほか、会社法上の公開会社の事業報告においては、重要な親会社及び子会社の状況を含めなければならないものともされている(同規則第120条第1項第7号)。

このように現行法の下においても、親会社株主が企業集団に関する情報を収集 するための手段が設けられているが、これらに加え、親会社株主の情報収集に関 する規律について更に見直しをする必要があるか、検討を要する。

2 なお、本文に関連し、親会社株主による子会社の会計帳簿の閲覧等の請求権の 要件の在り方についての検討が必要となる。

親会社株主による子会社の会計帳簿の閲覧等の請求権については、平成17年改正前の商法において、親会社株主が権利を行使するため必要があるときに裁判所の許可を得るという要件のほか、親会社の「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スルモノ」であることも必要とされていた(同法第293条ノ8第1項)。現行法の下においては、このような持株要件は、明示されていない(会社法第433条第3項)ため、平成17年改正前の商法を参考に持株要件を定めることを検討すべきであるとの指摘がある。しかし、親会社が必ずしも株式会社に限定されるものではなく、持分会社やその他の法人である場合等様々な類型が考えられることから、親会社が株式会社である場合のみを想定した規律を置くことは親会社が他の類型の法人である場合と比較して均衡を失するおそれがあり、かつ、親会社として考えられ得るすべての類型の法人を想定した規律を置くことは困難であるとも思われる。

この点に関しては、現行法の下でも、裁判所が許可の判断をするに当たり、請求者の持株数その他の請求者と親会社との関係も併せ考慮するものとの解釈などにより親会社の法人の類型に応じた対応をすることも可能であるとも考えられる。親会社株主による子会社の会計帳簿の閲覧等の請求権の要件の在り方については、このような解釈の当否を含め、見直しを必要とするかどうか、見直しをする場合にはどのような規律とすべきか、検討する必要がある。

### 第2 子会社に関する意思決定への親会社株主の関与に関する検討事項

子会社に関する意思決定に親会社株主の関与を認めることについて, どのように考えるか。

- (注1) 子会社が一定の意思決定をする場合に、親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることについて、どのように考えるか。
- (注2) 親会社が第三者に対して子会社株式を譲渡しようとする場合に、親会社株 主総会の承認を受けなければならないものとすることについて、どのように 考えるか。

#### (補足説明)

- 1 本文は、企業集団による経営の進展にかんがみ、企業集団における親会社株主 の保護をより充実させる必要があるのではないかという観点から、子会社に関す る意思決定につき親会社株主の関与を認めることについて、どのように考えるか を問うものであり、(注1)及び(注2)は、その具体例を挙げるものである。
- 2 (注1)は、子会社が一定の意思決定をする場合に、親会社株主総会の承認を 受けなければならないものとすることについて、どのように考えるかを問うもの である。この点については、とりわけ、親会社が企業集団において中核的な地位 を占める子会社の支配権を実質的に移転することとなる行為をする場合に、親会 社株主が関与することができないことが親会社株主の保護の観点から問題ではな いかとの指摘がされている。

取締役会設置会社における株主総会は、所有と経営の分離の観点から、会社法に規定する事項及び定款で定める事項に限り、決議することができるものとされており(会社法第295条第2項)、この会社法に規定する事項は、組織再編、定款の変更等といった会社に基礎的変更を生ずる事項、機関の選任・解任に関する事項等に整理することができる。そこで、子会社の一定の意思決定が親会社自身に基礎的変更を生ずる事項等と同視し得る場合であれば、親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることも許容される余地はあるものとも思われる。

もっとも、子会社が一定の意思決定をする場合に、親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすると、迅速な意思決定という企業集団による経営のメリットが損なわれるおそれがあるとの指摘がある。そこで、子会社が一定の意思決定をする場合に、親会社株主総会の承認を受けなければならないものとするかどうかを検討するに当たっては、上記の指摘も併せて考慮する必要がある。

3 (注2)は、(注1)に関連し、親会社が第三者に対して子会社株式を譲渡しよ うとする場合に、親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすること について、どのように考えるかを問うものである。

現行法上、会社が事業の全部又は重要な一部の譲渡をする場合には、事業譲渡として、株主総会の特別決議による承認を受けなければならないものとされている(会社法第467条第1項第1号・第2号)。ここでいう「事業」に子会社株式は含まれないとすると、親会社が第三者に対して子会社株式を譲渡しようとする場合には、親会社株主総会の承認を要することなく行うことができることとなる。しかし、親会社の第三者に対する子会社株式の譲渡は、親会社が第三者に対してその事業の全部又は重要な一部を譲渡することと比較し、親会社株主に与える影響という点では、実質的に異ならない場合があるとも思われる。そこで、親会社

が第三者に対して子会社株式を譲渡しようとする場合についても,親会社株主総会の承認を受けなければならないものとする余地がある。この場合,親会社自身の意思決定についての親会社株主の関与の在り方の問題であるから,これを親会社株主総会の決議事項とすることは,子会社の意思決定についての親会社株主の関与に関する問題である(注1)の場合と比べ,現行制度の枠組みにより整合的であるとも考えられる。

もっとも、この場合であっても、迅速な意思決定という企業集団による経営の メリットを損なうおそれがあることから、その点について配慮を要する。

仮に、親会社が第三者に対して子会社株式を譲渡しようとする場合に親会社株主総会の承認を受けなければならないものとするときは、その要件の在り方について、どのような場合であれば、親会社が第三者に対してその事業の全部又は重要な一部を譲渡することと実質的に異ならないと考えられるか、検討する必要がある。